

岩手県収用委員会告示第21号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成27年12月22日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸 之

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道・岩手県陸前高田市気仙町字福伏地内から同市気仙町字丑沢地内まで及び同市気仙町字荒川沢地内から同市竹駒町字相川地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県陸前高田市気仙町字福伏	224番2	山林	700㎡	698.68㎡	212.58㎡	12.93㎡	山林	別図に赤色及び緑色で表示する部分

- 4 土地所有者の氏名及び住所 別表のとおり。
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成27年12月15日

備考 「別図」及び「別表」は、省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。